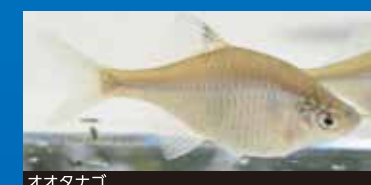


# 外来生物法

釣りをされる方へ

生きた状態の  
外来生物の  
取扱いに  
ご注意ください



環境省・農林水産省

## 外来種被害予防3原則

～侵略的外来種による被害を予防するために～

### ① 入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」

### ② 捨てない

(逃がさない・放さない・逸出させないことを含む)  
飼養・栽培している外来種を適切に管理し「捨てない」

### ③ 拡げない

(増やさないことを含む)  
既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」

外来種は人間生活と密接にかかわりを持っていることが多く、その問題は日常生活に密着した問題であるため、国民の皆様一人一人のご理解と適切な対応が求められています。外来種に関わる際には、この3原則を心にとめ、適切な対応とご理解・ご協力をお願いします。生き物を飼育する場合は、その生き物の寿命、成長したときの大きさ、生態等を十分調べた上で、責任を持って終生飼育してください。

## お問い合わせ先

### 〈 最寄りの環境省地方環境事務所等の野生生物課 〉

- 北海道地方環境事務所 TEL: 011-299-1950 近畿地方環境事務所 TEL: 06-4792-0700
- 釧路自然環境事務所 TEL: 0154-32-7500 中国四国地方環境事務所 TEL: 086-223-1561
- 東北地方環境事務所 TEL: 022-722-2870 高松事務所 TEL: 087-811-7240
- 関東地方環境事務所 TEL: 048-600-0817 九州地方環境事務所 TEL: 096-322-2413
- 中部地方環境事務所 TEL: 052-955-2139 那覇自然環境事務所 TEL: 098-858-6400
- 長野自然環境事務所 TEL: 026-231-6570

詳しくは▶ <http://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

### 〈 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 〉

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2  
TEL: 03-5521-8344 FAX: 03-3581-7090

外来生物対策室ホームページ

日本の外来種対策



<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

平成28年10月1日改訂

## 【 釣りをする際の注意点 】



外来生物法は、釣りをすること自体を規制するものではありませんが、次の注意が必要です。

### 釣った魚の運搬・放出について

外来生物法では、特定外来生物の運搬や放出などを規制しています。特定外来生物である魚類(オオクチバスなど)を釣った場合には、運搬や放出などはできません。

※釣った魚などをその場で放す行為(キャッチ&リリース)は本法では規制されません。ただし、自治体によっては独自に「キャッチ&リリース」を条例で禁止している場合があるので注意が必要です。

※釣ってその場で絞めた場合、その後の運搬などについては本法では規制されません。

※特定外来生物以外の外来種についても、釣った場所以外では放さないようにしてください。

### 釣り大会などでの注意点

●釣ったオオクチバスなどは、釣り大会終了後は生きたまま保持することはできません。

※本法で規制される「保管」に当たります。

●釣ったオオクチバスなどを生きたまま、湖周道路など釣った湖沼・河川の外に持ち出したり、釣った湖沼や河川の一定水域以外の湖沼・河川に運んだりすることはできません。

※本法で規制される「運搬」に当たります。

※湖周道路などに至らない公園、マリーナ、漁港等での取扱いは本法で規制されません。

●釣ったオオクチバスなどをリリースする場合は釣り人自らが行わないといけません。例えば、釣り大会での検量行為は大会主催者が行うときも釣り人が立ち会い、そのリリースも釣り人が行ってください。

※リリースを大会主催者に任せることは、本法で規制される「譲渡し等」に該当します。

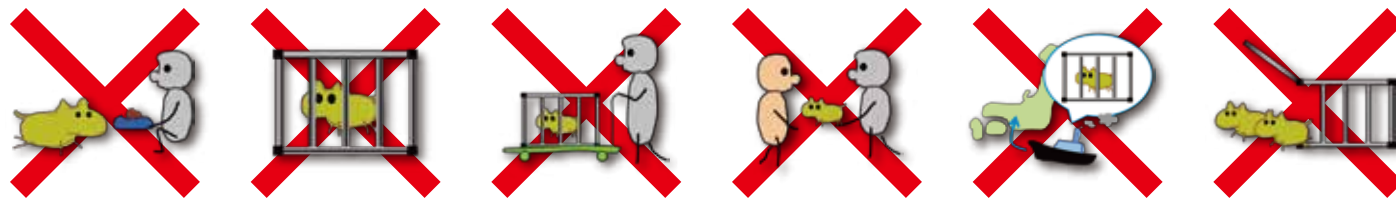
# 【 外来種とは 】

- もともとその地域にいなかったのに、人間活動によって他地域から導入された生物のことを指します。
- 日本の野外に生息する外来種の数、2,000種を超えています。これらは、意図的・非意図的に関わらず、日常にもともといなかった地域に導入されています。
- 外来種の中には、農作物や家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいます。
- 一方で、地域の自然環境などに大きな影響を与えるものもいて、これらを侵略的外来種といいます。

# 【 外来生物法とは 】

- 生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的外来種を**特定外来生物**として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・輸入、販売・譲渡、放出などを規制すること、また、野外にいる特定外来生物の防除を進めることで侵略的外来種の被害を防止することを目的としています。
- 魚類**については、**オオクチバス**などが**特定外来生物に指定**されています。**釣りを行う際には一定の注意が必要です**ので、このリーフレットをよくご覧ください。

# 特定外来生物は 飼育・栽培・保管・運搬、輸入、販売・譲渡、野外に放つことなどが原則として禁止されます。



※これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます

## 特定外来生物リスト

ほ乳類	フクロギツネ、ハリネズミ属、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス(タイワンリス)、フィンレイソンリス、タイリクモモンガ(エゾモモンガを除く)、トウブハイロリス、キタリス(エゾリスを除く)、マスカラット、カニクイアライグマ、アライグマ、アメリカミンク、ファイリマングース、ジャワマングース、シママングース、アキシスジカ属、シカ属(ホンシュウジカ、ケラマジカ、マゲシカ、キュウシュウジカ、ツシマジカ、ヤクシカ、エゾシカを除く)、ダマシカ属、シフゾウ、キョン、タイワンザル × ニホンザル、アカゲザル × ニホンザル
鳥類	カナダガン、ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシ チョウ
爬虫類	カミツキガメ、ハナガメ(タイワンハナガメ)、スウィンホーキノボリトカゲ、アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングスティケプス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、アノリス・ホムレキス、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングロープヘビ、ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ、ハナガメ × ニホンシガメ、ハナガメ × ミナミシガメ、ハナガメ × クサガメ
両生類	プレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、ヘリグロヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバズツキガエル(キューバアマガエル)、コキーコヤスガエル、ジョンストンコヤスガエル、オンシツガエル、アジアジグムグリガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類	オオタナゴ、コウライギギ、ブラウンブルヘッド、チャンネルキャットフィッシュ、フラットヘッドキャットフィッシュ、ヨーロップアナマズ(ヨーロップオオナマズ)、カワカマス科、カダヤシ、ガンブスピア・ホルブロオキ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ラウンドゴビー、ナイルパーチ、ホワイパーチ、ホワイバス、ストライプトバス、ラッフ、ヨーロピアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ、カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物、ホワイバス × ストライプトバス(サンシャインバス)
昆虫類	テナガコガネ属(ヤンバルテナガコガネを除く)、クモテナガコガネ属、ヒメテナガコガネ属、セイヨウオオマルハナバチ、アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ、コカミアリ、ツマアカスズメバチ
甲殻類	アスタクス属、ウチダザリガニ、ラスティークレイフィッシュ、ケラクス属、モズガニ属(モズガニを除く)
クモ・サソリ類	キョウトウサソリ科全種、アトラクス属、ハドロニユケ属、ロクソスケレス・ガウコ、ロクソスケレス・ラエタ、ロクソスケレス・レクルサ、ゴケグモ属(アカオビゴケグモを除く)
軟体動物等	カワヒバリガイ属、クワガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ(オカヒタチオビ)、ニューギニアヤリガタリクウズムシ
植物	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ポタンウキクサ(ウォータレタス)、アゾルラ・クリスタタ、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、ツルヒヨドリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、ナガエモウセンゴケ、オオフサモ(パロットフェザー)、ルドウィギア・グランディフロラ、ビーチグラス、スパルティナ属、オオカワヂシャ

合計2科15属108種7交雑種(132種類) 平成28年10月1日現在

## 外来種が引き起こす3つの悪影響

### ① 日本固有の生態系への影響

- 在来種(もともとその地域にいる生物)を食べる
- 近縁の在来種と交雑して雑種をつくる
- 在来種のすみかを奪ったり、えさを奪い合ったりする



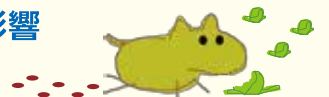
### ② 人の生命・身体への影響

- 毒をもっている
- 人をかんだり刺したりする



### ③ 農林水産業への影響

- 農林水産物を食べる
- 畑を踏み荒らす



## お知らせ

- 学術研究、展示、生業の維持などの目的で特定外来生物の飼育等をしたい方は、主務大臣の許可を受ける必要があります(オオクチバスなどの**管理釣り場**(いわゆる釣り堀)や**養殖場**についても、本法の**許可が必要**になります)。
- ペット・観賞の目的で特定外来生物の飼育等をする事は禁止されています。ただし、特定外来生物に指定された時、既に飼育等をしていた個体に限り、許可を得て飼育等を行うことができます。その場合、指定後

半年以内に許可の申請を行う必要があります。

- 特定外来生物以外にも「未判定外来生物」、「種類名証明書の添付が必要な生物」については、輸入に制限がかかります。
- 特定外来生物の野外への放出等は原則として禁止されていますが、防除に資する学術研究の目的で行う場合に限り、あらかじめ主務大臣の許可を得て行うことができます。
- 手続などの詳細につきましては、裏面の「お問合せ先」までご連絡ください。